

令和5年度認証保育所等利用費給付のお知らせ（後期）

待機児童対策の一環として、認証保育所等にお子さんを預けている保護者の方の利用者負担額の軽減を図るため、保育料が一部無償化となります。以下の内容をご確認いただき、申請手続きをお願いいたします。

1. 補助対象施設と対象者

対象施設	対象者
認証保育所（区外も含む）	次の①・②・③の要件を満たしている児童の保護者
認可外保育施設（区外も含む） <u>東京都等の定める認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書を交付されている施設</u> （※） ただし、企業主導型保育施設に在園している場合を除く	①当該月の初日に杉並区に住所を有していること ②満3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過していること ③ <u>保育の必要性の認定を有すること</u> ※認定を有しない月は給付対象外です。

（※）対象のベビーホテル・その他の認可外保育施設は、東京都のホームページ又は施設所在地の自治体で確認ができます。基準を満たす旨の証明は、都の立ち入り検査の結果により交付されるものであり、証明書の返還・取り消しなど年度途中で状況が変わる場合があります。

2. 申請期限・申請後のスケジュール

申請した月以降は自動更新としますので、再度の申請は必要ありません。

期	支払対象月	申請期限	決定通知送付	振込予定
第1期	令和5年4月～6月分	<u>令和5年6月30日(金)</u>	令和5年7月下旬	令和5年8月上旬
第2期	令和5年7月～9月分	<u>令和5年9月29日(金)</u>	令和5年10月下旬	令和5年11月上旬
第3期	令和5年10月～12月分	<u>令和5年12月28日(木)</u>	令和6年1月下旬	令和6年2月上旬
第4期	令和6年1月～3月分	<u>令和6年3月22日(金)</u>	令和6年4月下旬	令和6年5月上旬

※区で審査のうえ、交付・不交付の決定を通知します。決定した補助金額は、申請書ご記入の口座（当該児童の保護者に限る）へ振り込みします。

※給付額決定通知時期・振込時期については審査状況等により前後する場合があります。

※審査に必要な書類の確認がとれない場合は、給付額決定通知、振込が遅れる場合があります。

3. 提出書類

(1)(2)(3)の書類を提出してください。※太字の書式は区ホームページからダウンロード可能

(1) 全員提出	
杉並区認証保育所等保育料補助金交付申請書 兼 杉並区認証保育所等利用費請求書(兼口座振替依頼書)	
(2) 該当する書類	
保育の必要性の認定を受けていない場合	①保育所等利用申込書兼教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 ②マイナンバー記入用紙 ③保育所等を利用していない理由書 ④P2「4. 認証保育所・認可外保育施設の補助金交付対象条件」の必要書類
保育の必要性の認定を受けている場合	①保育所等を利用していない理由書 ②P2「4. 認証保育所・認可外保育施設の補助金交付対象条件」の必要書類 ※ただし補助金申請日より半年以内に②の必要書類を提出している場合は不要
(3) 該当者のみ	
P3「6. 負担軽減制度」の対象者に該当する方	①杉並区認証保育所等保育料の追加負担軽減にかかる申出書 ②対象であることが確認できる書類(P3「6. 負担軽減制度」参照)

※令和4年度に補助金申請した方も、改めて申請が必要です。また、年度中に他の認証保育所等へ入所先が変わる場合や、一度退所した認証保育所等に再度入所される場合等、申請書の内容が変更になった場合も改めて申請が必要です。

4. 認証保育所・認可外保育施設の補助金交付対象条件

重要

保育の必要性の認定を有する月から利用費給付対象となります

- ・ 保育の必要性の認定は、申請月の翌月から認定となります。
- ・ 下表をご確認のうえ、必要書類を認定希望月の前月末日までにご提出ください。
※すでに「保育の必要性の認定」の申請をしている場合でも、補助金申請月の半年以内に下記の書類を提出していない場合は、提出が必要です。
- ・ 認定を受ける前に、下表「保育を必要とする事由」を有する期間があっても、遡って給付することはできません。

保育を必要とする事由		必要書類 太字の書式は区ホームページからダウンロード可能	補助対象期間
就労	会社勤務の方	①就労証明書 ※保護者本人が会社の代表者等で、記入者が保護者自身の場合は、就労証明書に記載された支払額の裏付けが確認できる書類（給与明細書の写し等）も併せて提出が必要 ★入所児童の育児休業取得中の場合 ②復職証明書 （復職後に記入したもの） ★就労内定の場合 ①を提出後満1か月分の就労実績が出たら、就労実績を記入した①を提出	就労している期間 ※ <u>育児休業中の方は復職月から有効。</u> ※ <u>当該児童の育児休業から復職せず、下の子の出産休暇中に入所を希望する場合、「妊娠または出産」に該当します。</u>
	自営業の方	①就労状況申告書 ②自営の内容が分かる資料（開業届等） ③直近3か月の売上裏付け資料（通帳の写し等） ★就労内定の場合 ①～②提出後、満一か月分の就労実績が確認でたら①③を提出	
疾病または障害		医師の診断書（原本）または各種手帳の写し（身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～4 度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級） ※診断書は発症の時期、療養期間または通院の頻度、保育が困難な状態について具体的な記載があるもの	各事由が生じている期間
介護または看護		①介護状況申告書 ②介護状況表 ③被介護者に関する書類（要介護度が分かる介護保険被保険者証や障害支援区分通知書の写し等）または 医師の診断書（介護用） ④介護サービス計画書（ケアプラン）の写しなど介護・看護の実態がわかるもの（要介護認定されている場合）	
災害復旧		り災証明書等の写し	
妊娠または出産		母子健康手帳の写し （表紙と分娩予定日が記載されているページ）	出産予定月の前2ヶ月から、出産（予定）日から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動		求職活動をしていることが確認できる書類（ハローワークカードの写し等） ◇就労を開始した場合→ 就労要件の必要書類を提出し、後日満1か月分の就労実績を提出して下さい。 ◇同一年度内に、就労要件から求職要件に変わった場合は、 <u>補助金対象外です。</u>	3ヶ月間 ⇒ <u>求職期間が3ヶ月を超える場合、4ヶ月目以降は補助対象外</u>
就学（職業訓練）		①在学証明書または入学許可書等（在学期間がわかるもの）の写し ②カリキュラム、時間割等	在学している期間
該当する方のみ		必要書類	
ひとり親の方		・申請保護者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または児童扶養手当証書・ひとり親医療・児童育成手当認定通知書（継続認定通知書）の写し ※外国籍の方は独身証明書とその和訳	
外国籍の方で永住権がない場合		・在留カードの両面の写し	

※必要書類の詳細については、「令和5年度保育施設利用のご案内」のP4「保育の必要性の認定について」をご確認ください。

5. 1ヶ月あたりの補助金額

対象施設	補助金額	
	第1子	第2子以降
認証保育所	57,000円を上限に給付	77,000円を上限に給付
認可外保育施設	37,000円を上限に給付	60,000円を上限に給付

※令和5年10月から第2子の補助金額が、認証保育所77,000円上限、認可外保育施設60,000円上限になりました。内容が変更になりました。(令和5年9月までの第2子の補助金額は上表の第1子と同じ額です。)

※認証保育所等保育料には延長保育料・教材費・年会費・実費払いとして発生する夕食代・おむつ代等の経費は含みません。

6. 負担軽減制度

対象施設	交付額(上限)	対象者	提出書類 <small>太字の書式は区ホームページからダウンロード可能</small>
認証保育所	77,000円	(i)住民税非課税世帯(4月～8月：令和4年度、9月～3月：令和5年度)	①杉並区認証保育所等保育料の追加負担軽減にかかる申出書
認可外保育所	60,000円	(ii)生活保護世帯、里親世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けた世帯	②対象であることが確認できる書類 (i)の場合…各年度の非課税証明書 (ii)の場合…確認できる書類

7. 【重要】令和5年度補助金のお知らせの注意事項

育児休業中に、児童を入所させる場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 育児休業中に入所した児童の補助金については、保護者が復職した月から交付対象となります。復職後、「復職証明書」をご提出下さい。 ② 児童が在園中でかつ補助金を受けている場合、当該児童の下の子のために保護者が育休を取得ときは、当該児童の補助金は継続して支給されます。(育休特例による) ③ 育児休業中の保護者が復職しないまま、次のお子様の産休中に、児童を入所させる場合は、「妊娠または出産」要件に該当します。(補助対象期間も同様)母子手帳の写し(表紙と分娩予定日が記載されているページ)をご提出下さい。 ④ 育休特例中で同施設に継続して在園している児童の補助対象期間は、最長で当該児童の下の子が満2歳になる年度の末日を含む月までとなります。 ⑤ 育休特例中で在園している児童が転園した場合は、育休特例の対象外となるため、保護者が復職する場合を除き、補助金の対象外となります。 ⑥ 児童が入所した月の翌月以降に、当該児童の下の子のための育休を開始した場合、既に当該児童の育休から復職をしているときは、補助金の対象とする。
企業主導型保育施設に入所された場合	国から補助金が交付されますので保育課への申請は不要です。施設へ直接ご確認下さい。
★3・4・5歳児クラスの方へ	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該月の初日に杉並区に住所を有すること。※同施設に継続して在園している児童が月途中で転入した場合、転入前の自治体と日割計算をします。その場合は、個別に申し出てください。 ② 認定(保育の必要性)を有する月からの給付となります。※認定を有していない場合は、速やかに申請をお願いいたします。 ③ 負担軽減の対象者に該当する方は、必ず「負担軽減にかかる申出書」をご提出下さい。(保育課から提出を促すことはありませんので、ご注意下さい。)

8. 一時保育/ベビーシッター等を複数ご利用の方へ

一時保育等の利用料について、一部無償化となります。以下の内容をご確認いただき申請手続きをお願いいたします。なお、詳細は別紙「<一時預かり保育、病児保育、ファミリーサポート、ベビーシッター>杉並区の幼児教育・保育無償化について」をご確認ください。

<p>対象事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業(一時保育・ひととき保育) ・病児保育 ・子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート) ・ベビーシッター <p>⇒<u>対象施設を利用した場合にのみ、無償</u>となります。対象施設の一覧は区ホームページでご確認ください。</p>
<p>給付額</p>	<p>37,000円を上限に給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設・事業の利用料を現金又は口座振替により納入した場合に無償化の対象となります。子育て応援券で支払った分は無償化対象外です。 ・<u>認可外保育施設等を併用している方は、合算して上限額の範囲内で利用費を給付</u>いたします。
<p>対象者</p>	<p>P1「1. 給付施設と対象者」の対象者に同じ。</p> <p><u>ただし、次に該当する場合は対象外</u>です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証保育所・認可外保育施設の利用料が、3～5歳児37,000円を超えている方 ・ 保育所・地域型保育事業・保育室・区立子供園・グループ保育室 家庭福祉員・家庭福祉員グループ・幼稚園(注1)に在園している方 ・ 送迎のみのご利用で、保育を伴わない場合 ・ 保育の必要性の認定事由以外での利用
<p>提出書類</p> <p>※太字の書式は区ホームページからダウンロード可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設等利用費請求書(償還払い用) ② 添付書類(領収書・特定子ども・子育て支援提供証明書、ファミリーサポート利用者は活動報告書)(注2) ③ 保育所等を利用していない理由書

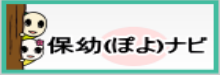
(注1) 幼稚園の開所時間が一日8時間未満または開所日数が年間200日未満の場合は対象となります(上限11,300円)

(注2) 必ず無償化対象であることを対象施設等に申し出て、発行を依頼してください。




保育に関する情報は、区ホームページ「保幼(ぼよ)ナビ」(旧「保育ホッとナビ」)、杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」でも提供しています。
利用費給付制度の運用は、お住いの自治体によって違いがあります。

杉並区ホームページ




申請書
ダウンロードサービス



東京都ホームページ

指導監督基準を満たし証明書を有する施設を、こちらから確認できます



【提出先・お問い合わせ】

〒166-8570

杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区子ども家庭部保育課認定・入園係

☎03-3312-2111 (代表)